

決算認定 徹底検証！ 市税の使い道

平成 25 年度決算案全体に対して、疑問や不明点を明らかにするため、市に説明を求めました。その中から、主なものを掲載します。

平成 25 年度決算に関する 大綱質疑

等をつくるにはお金がかかるので、予算の許す範囲で今後も推進していきたい。

自主防災組織の組織状況

問 最近、局所的な大雨や竜巻などが増え、これに備えるには市の災害対策本部に加え、各地区の自主防災組織による対応が欠かせない。その組織状況はどうなっているか。

答 現在、市内 120 の行政区のうち、約半数が組織済みです。今年度は 13 地区の組織化を予定しています。地区ごとの防災マップ

生活保護支給事業とひとり親家庭支援事業の適切な運営

問 生活保護やひとり親家庭支援を受けている方の中に、受給者として適格性が疑われる人がいるとの話も聞く。不適切な給付認定となっていないか、市は対象者の生活実態をきちんと確認しているか。

答 生活保護者家庭については、家庭の状況に応じて決められた頻度で訪問を行い、生活状況の確認に努めています。近年、生活保護に対する市民の目が厳しくなっております。いろいろな情報が寄せられたりもします。そうした場合、ケースワーカーが出勤して本人に事実の確認を行い、不適切な場所の定期的見回りも実施しています。ひとり親家庭についても、確認はできていると考えています。

案内所の設置、伝承館の閉館案内

問 来訪者向け案内所の設置や施設の閉館日の案内をしっかりとやってほしい。

答 交流人口の増加の観点に立ち、何とか対応を考えていきたい。

将来負担率、大幅改善の理由

問 財政健全化の判断指標である市の将来負担率（連結決算ベース）が、平成 25 年度は、前年度の 102.9% から 83.4% へと大幅

平成 25 年度決算額（万円未満切り捨て）

一般会計

歳入 189 億 956 万円
歳出 168 億 6,264 万円

特別会計

国民健康保険	歳入	60 億 5,739 万円	歳出	57 億 3,519 万円
農業集落排水事業	歳入	5 億 2,313 万円	歳出	4 億 7,889 万円
公共下水道事業	歳入	7 億 4,940 万円	歳出	7 億 2,398 万円
介護保険	歳入	37 億 2,986 万円	歳出	36 億 5,189 万円
介護サービス事業	歳入	1,112 万円	歳出	713 万円
後期高齢者医療	歳入	3 億 4,988 万円	歳出	3 億 4,743 万円

水道事業会計

収益的収入	9 億 3,188 万円	収益的支出	9 億 6,790 万円
資本的収入	7,014 万円	資本的支出	2 億 9,734 万円

に改善した。なぜか。
答 基金の積み立て（分母部分）が増え、上下水道事業債などの地方債残高（分子部分）が減ったためです。

土地開発公社や阿部田地区の市保有地への対応を問う

問 病院問題や学校の統廃

合などの施策を進める際の前提は、市の財政である。その中に不良資産のようなものが含まれていては正確な判断ができない。その意味で、市が保有する市土地開発公社や阿部田地区の土地への対応を問う。
公社の昨年度末決算では、資産は買い上げ地 2 へ

クター（長方地内の簿価 2 億 7000 万円の土地）で負債は約 2 億円である。昨年度については、市が公社に 700 万円近くを投入。うち 360 万円が負債利息の返済に充てられている。合併前に高額取得した阿部田地区の遊休地の問題も含め、今後これらをどうするつもりか。

答 市長に就任して 1 年ですが、公社の土地については、産業立地推進課で有効利用できるよう努力しており、何とか芽が出そうです。阿部田地区の土地についてはは公売を実施していますが、うまくいっていません。大きな課題と考えています。

生徒指導対策

問 生徒指導対策事業とあるが、どのような指導をしているのか。

答 この事業は、中学生生徒の不登校、いじめ等を未然に防止するため、家庭訪問や学区内パトロールを通して総合的に指導を行う事業です。内容的には、PT

A と先生方で学区内の巡回活動、不登校生徒の状況を確認して登校できるような対策事業という形で行っています。

問 市内の小中学校で、現在いじめ等の問題は起きているのか。

答 市内においても発生はしています。ただ、いじめ象が以前と区別が変わりましたので、いじめは同級生のお子さんが相手に対する発言または態度、接触を自分ではしていないと思っても、いじめを受けたというお子さんの認識によって発生認識件数が出てきます。発生に対する未然防止という形で、先生方には子どもたちの状況を把握する形で常日ごろ努めており、子どもたちへの未然防止の指導を徹底しています。

問 いじめ防止対策推進法では、「各学校に義務づけられる」となっているが、当市にはあるのか。また、どのような人が組織に入っているのか伺う。

答 学校は設置義務という

林道事業

問 林道酒寄線、丸山線の市の負担金の総計は幾らか。また、完成はいつなのか伺う。

答 酒寄線については、平成 22 年度より舗装の壊れた箇所の改良工事を現在も続けており、平成 30 年度に完了予定で事業を進めています。また、これまでの市の負担金は、平成 22 年度から昨年度までで 1770 万円です。次に丸山線については、平成 10 年 4 月 1 日に県より移管され、横断溝を中心に壊れて水はけが悪くなると横断溝自体とその周りも壊れますので、昨年度からその辺の改良舗装工事を実施し、平成 28 年度完了予定で計画を進めています。市の負担金は、昨年度分の 132 万円です。



補正予算や条例の改正、人事案件などの審議を行いました。その中から、主な質疑を掲載します。

桜川市建築協定に関する条例

問 建築基準法第 69 条とはどのような法律なのか。そして、何のために条例化が必要なのか伺う。

答 建築協定とは、住環境の維持増進を目的として、土地所有者同士が建築物の基準に関する協定を締結する際に茨城県の許可を受け、住民主体のまちづくりを促進しようとする制度です。この認可を受けるために、市町村は本条例が必要

桜川市旧高久家住宅の設置及び管理に関する条例

問 今後、伝統的建造物群内の建造物について、空き家あるいは建物の放棄等が多くなることが想定されるが、その際の市の保存措置について伺う。

答 現在、保存物件として協議しているものが 1 件ありますが、市の財源を考慮し旧高久家と同様の保存を所有者にお話ししています。今後は、重要伝統的建造物群内保存地区を守って